

障がい者グループホームの設置促進に向けた情報提供事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市（以下「市」という。）内の障がい者グループホームの設置促進に向けた情報提供事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって障がい者グループホームの設置促進を図り、障がい者の地域生活への移行を進めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 市は、本事業として次に掲げる情報を市ホームページに掲載するものとする。この場合において、市は、障がい者グループホームの設置促進に向けた情報提供のみを行うものとし、不動産取引に関する一切の仲介・斡旋業務等を行わないものとする。

- (1) 市域内において障がい者グループホームの開設を希望する法人（以下「開設希望法人」という。）に係る情報及び当該法人が希望する物件に係る情報（以下「開設希望法人関連情報」という。）
- (2) 開設希望法人に対して、市域内の障がい者グループホームとしての利用が可能な不動産物件の紹介、当該物件に係るオーナーとの交渉の際の協力等を行う宅地建物取引業者（以下「不動産協力店」という。）に係る情報（以下「不動産協力店関連情報」という。）
- (3) その他開設希望法人にとって有用な情報

(掲載の申請)

第3条 開設希望法人又は不動産協力店は、開設希望法人関連情報又は不動産協力店関連情報（以下「掲載情報」という。）の市ホームページへの掲載を希望するときは、「福岡市障がい者グループホーム開設応援サイト」掲載申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(掲載の要件)

第4条 開設希望法人は、掲載情報を市ホームページへ掲載しようとするときは次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 掲載の申請から2年以内に市域内において障がい者グループホームの開設を希望する法人であること。
 - (2) 関係法令（障害者総合支援法、障害者差別解消法等）を遵守していること。
 - (3) 開設希望法人に係る代表者、役員及び職員が、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第60号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 不動産協力店は、掲載情報を市ホームページへ掲載しようとするときは次に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 開設希望法人に対して、市域内の障がい者グループホームとしての利用が可能な不動産物件の紹介、当該物件に係るオーナーとの交渉の際の協力等を行うものであること。
 - (2) 関係法令（宅地建物取引業法、障害者差別解消法等）を遵守していること。
 - (3) 不動産協力店に係る代表者、役員及び職員が、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第60号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(掲載の承認)

第5条 市長は、第3条の申請があった場合において、第4条に定める要件を満たすと認めるときは、掲載を承認し、提供された掲載情報を市ホームページに掲載するものとする。

(掲載情報の更新又は削除の届出)

第6条 不動産協力店又は開設希望法人は、次のいずれかの事項に該当する場合は、「福岡市障がい者グループホーム開設応援サイト」掲載情報更新兼削除依頼書を速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 申請書に記載した内容に変更があったとき。
- (2) 第4条に定める掲載基準を満たさなくなったとき。
- (3) 市ホームページへの掲載を希望しなくなったとき。

(承認の取消し)

第7条 市長は、第5条の掲載の承認を受けた者（以下「承認掲載者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、既にした承認を取消し、掲載情報を削除することができる。

- (1) 第4条に定める掲載の要件を満たさなくなったと認めるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により掲載の承認を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本事業の実施上支障があると認められるとき。

2 前項の措置によって承認掲載者が損害を受けても、市はその責めを負わない。

(掲載期間)

第8条 市は、開設希望法人関連情報を掲載申請書が提出された日から起算して2年が経過する日以後の最初の3月31日までの間掲載するものとする。

(掲載の再申請)

第9条 前条の期間が満了した後も、引続き掲載情報の市ホームページへの掲載を希望する開設希望法人は、掲載の期間が満了する2月前までに第3条に定める申請を行わなければならない。

(委任)

第10条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月25日から施行する。